正社員/契約社員 表 彰 規 程

株式会社 KPMG Ignition Tokyo

第1条 (目的)

この規程は、株式会社 KPMG Ignition Tokyo (以下「会社」という) において、 従業員の表彰について定めたものである。

第2条 (範囲)

この規程の適用対象範囲は、正社員/契約社員就業規則第2条に定める従業員とする。

第3条 (種類)

この規程により表彰する者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 永年にわたり誠実に勤務した者
- (2) 定年退職をする者
- (3)業務上特別の貢献をした者
- (4) 会社の名声を高め栄誉をもたらした者
- (5) 各 Division 指定の資格試験に合格した者
- (6) その他表彰に値すると認められた者

第4条 (基準)

表彰に該当する者は、次に定める基準に該当する者とする。第3号から5号の 各号とも人事担当パートナーにより表彰することが適当と認めた者とする。

(1) 永年にわたり誠実に勤務した者

各年の創立記念日 (7月1日) 時点で、5年または10年間(又はその後10年ごとの年数を経過した期間) KPMG Japan グループ会社の正社員として勤務しており、勤務成績等が他の従業員の模範となる者で人事担当パートナーが推薦する者

(2) 定年退職をする者

正社員/契約社員就業規則第15条に定める定年を迎える者

- (3)業務上特別の貢献をした者
- (4) 会社の名声を高め栄誉をもたらした者
- (5) 各 Division 指定の資格試験に合格した者 人事担当パートナーの決裁により表彰することが適当と認めた者
- (6) その他表彰に値すると認められた者

第5条 (方法)

表彰は、表彰状及び記念品もしくは奨励金を贈呈してこれを行う。

第6条 (記念品)

第4条(1)に該当する者には、原則として、以下の旅行券を贈呈する。また、贈呈を受けた者は、永年勤続記念品使用報告書を所定の期日までに提出するものとし、未使用額に関しては KIT に返還するものとする。勤続5年の者には2万円の商品券を贈呈するものとし、当該商品券に関しては給与課税を行う。なお勤続期間の計算に当たっては契約社員としての勤続期間を算入しない。

勤続期間	旅行券
10 年	5 万円
20 年	20 万円
30 年	30 万円

第4条(2)に該当する者には、10万円又は10万円相当の記念品を贈呈する。 また、当該金額若しくは記念品は退職金に加算する。

第7条 (改廃)

本規程の改廃は、規程管理規程の定めに従う。ただし、労働基準法の定める手続を経て行うこととする。

附則

本規程は、2019年7月1日より施行する。

本規程は、2020年7月1日より改定する。

本規程は、2021年4月1日より改定する。

本規程は、2023年7月1日より改定する。

2019年7月1日制定